

埋蔵文化財包蔵地における開発行為について

文化財保護法では、住宅を建設したり土木工事等を行ったりする場合、その土地に埋蔵文化財（遺跡）があるときには、事前に届け出ることになっています。

そのため、開発行為をおこなう土地に遺跡があるかどうかを確認する必要がありますので、すみやかに開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の範囲に入っているか、市教育委員会（生涯学習課文化係）にて確認をおこなってください。

なお、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に入っていると確認された場合は、その保存・調査について協議が必要となります。特に、開発予定地が国・県・市町村の史跡・名勝・天然記念物等に指定されている場合には、開発行為に規制がかかりますので、必ず事前に確認をお願いいたします。

【埋蔵文化財包蔵地照会から工事着手までの流れ】

1. 開発行為の計画ができた時点で、結城市教育委員会生涯学習課文化係に、埋蔵文化財包蔵地の照会を行ってください。開発予定地の住所及び図面を準備し、生涯学習課窓口、FAX、メールでお問い合わせください。※FAX・メールの場合は、担当者の連絡先を必ずご記入ください。
2. 遺跡地図により、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか確認します。
3. 包蔵地に該当した場合、開発行為に対して、「工事立会」・「試掘調査」等を実施するための発掘届(保護法 93 条)及び承諾書を提出していただき、工法の確認を行います。
4. 工法が埋蔵文化財に影響を及ぼすと判断された場合、開発予定地に住居跡などの遺構が存在するかを確認するため、試掘調査を実施します。
5. 工法が埋蔵文化財に影響を及ぼさないと判断された場合、基礎工事の際に工事立会を実施します。
試掘調査を実施した結果、遺構が存在しなければ工事着手となりますが、遺構が確認された場合は、遺構を保存するための協議が必要となります。
6. 工法の変更等ができず、開発行為によって遺構が破壊されてしまう場合は、記録調査のための「発掘調査」が必要となります。この発掘調査が終了してから、着工となります。

※試掘調査にかかる費用は教育委員会の負担となりますが、発掘調査にかかる費用は原則として原因者負担となります。

【埋蔵文化財発掘の届出に添付していただく図面について】

○土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図

- ・地形図や住宅地図など

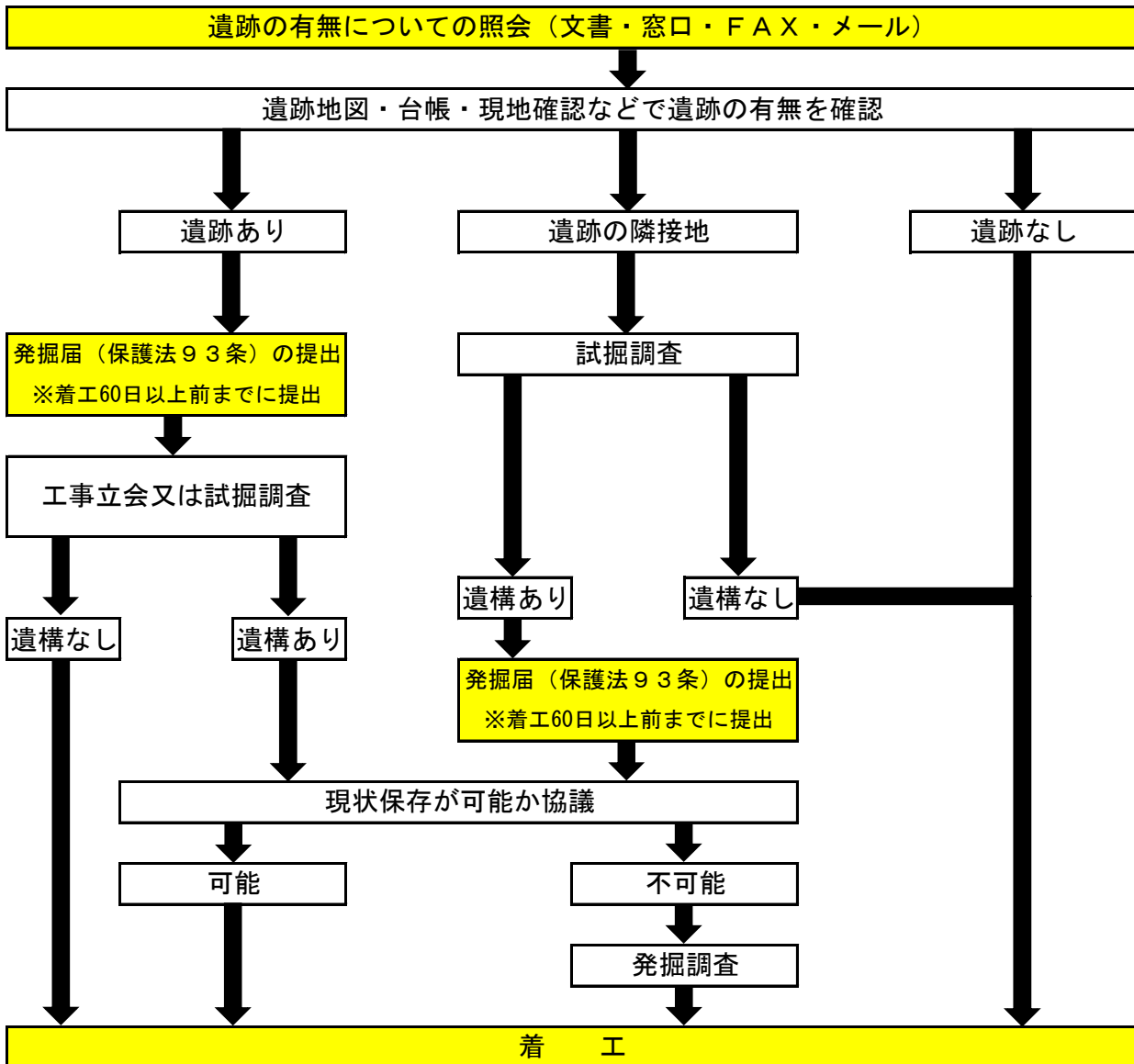
○土木工事の概要を示す書類や図面

- ・配置図
- ・建物平面図
- ・給水・排水図
- ・基礎断面図、矩計図など
- ・合併浄化槽・浄化ユニット・浸透マス等を設ける場合は、その断面図もしくは仕様図
- ・杭を入れる場合は、その位置及び断面を示す図面
- ・その他、地表下に影響を及ぼす土工事を計画している場合は、その位置及び断面を示す図面

以上の図面を各1部提出して下さい。

なお、届出文書の提出期限は工事着工の60日前ですのでご注意ください。

埋蔵文化財の取り扱いの流れ



※工事中、遺跡等を発見した場合は、現状を変更せずに直ちに生涯学習課へご連絡ください。

【お問合せ・文書提出先】
 〒307-8501 茨城県結城中央町二丁目3番地(市役所3階)
 結城市教育委員会 生涯学習課 文化係
 電話：0296-32-1931 FAX：0296-33-3144
 mail：syogaigakusyu@city.yuki.lg.jp